

工事中間検査及び完了検査実施要綱

申請者各位

平成 20 年 6 月 23 日
株式会社 確認検査機構トラスト

今般弊社に於きまして特定行政庁等の立入検査を受けて、工事検査業務の円滑をはかる目的で下記の要領にて各手続きを実施致したくお知らせ致します。

尚従来に比べ書類提出期限がかなり厳密となりますので宜しくご理解の程お願いします。

記

中間検査・完了検査の申請書の提出は構造、提出書類（中間、完了）毎に次表によります。
提出期限は備考（１）、（２）により提出して下さい。

	1、申請書(第1面, 第2面, 第3面)、委任状 ※1	2、工事監理報告書	3、工事監理状況報告書(第4面)	4、基礎構造関係資料	5、鉄骨構造関係資料	6、その他必要資料
木造 1, 2F 中間	○	○	○	○		○
木造 1, 2F 完了	○	○	○			○
木造 3F 中間	○	○	○	○ ※2		○
木造 3F 完了	○	○	○			○
鉄骨造中間	○	○	○	○ ※2	○	○
鉄骨造完了	○	○	○			○
鉄筋コンクリート造中間	○	○	○	○ ※2		○
鉄筋コンクリート造完了	○	○	○	○		○

※1 復代理人が選任されているときは、そのことに関する委任状も必要です。

※2 コンクリート 4 週強度は完了検査時に提出し、公共試験所によるものとします。

検査員指示によるその他、必要書類を提出して下さい。また、シックハウス関連資料を提出して下さい。

- シックハウス対策工事監理報告書（完了時提出用）
- 主要な部屋のクロス施工前下地写真及び使用材料の施工写真又は納品伝票

備考

- 1 申請書、2 工事監理報告書、3 工事監理状況報告書は検査日 **3日前**までに必着のこと。
- 4 基礎構造資料、5 鉄骨構造資料、6 その他は検査日及び検査後 **7日以内**に必着のこと。
- 上記検査後必要資料の提出がなければ合格証・検査済証交付が出来ず行政報告対象となり、工事を中断してもらうこと等になりますのでご留意ねがいます。
- 検査時には届出されている「工事監理者」が現場立会することを原則とし、これができない場合は復代理人の委任状を提出して下さい。